

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第544号）

2021年4月7日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 直近の重要政策

#### 財政政策

- 集積回路産業及びソフトウェア産業の発展支援に係る輸入税制に関する財政部、税関総署、税務総局の通知（財政部等、3/29）
- 租税管理改革の更なる深化に関する意見（中共中央弁公庁、国務院弁公庁、3/24）
- 新型コロナウイルス感染症への対応に係る一部の優遇税制の実施延長に関する公告（財政部等、3/23）

#### 産業政策

- 『新型消費の育成加速実施方案』の発表に関する通知（発展改革委員会、3/25）
- 製造サービス業の質の高い発展の推進加速に関する意見（発展改革委員会、3/23）

#### 金融政策

- 事業ローンの不動産分野への不正流用の防止に関する中国銀保監会弁公庁、住宅城郷建設部弁公庁、中国人民銀行弁公庁の通知（中国銀行保険監督管理委員会等、3/26）
- 商業銀行の負債品質管理弁法の発表に関する中国銀保監会弁公庁の通知（中国銀行保険監督管理委員、3/26）

### ■ 注目トピックス

財政部等は3月29日、半導体企業が輸入する原材料や部品の輸入関税の免除などを盛り込んだ税優遇策を発表しました。また、昨年新型コロナウイルスの感染防止対策として打ち出されてきた一部の税優遇策の実施期間を延長することも明らかにしました。当局は特定分野を対象とした税制上の優遇措置を強化し、景気回復の基盤やハイテク新興産業の発展を下支えする姿勢を見せました。

上記法令の詳細については、次頁以降をご参照ください。

#### みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

## 財政政策

### 集積回路産業及びソフトウェア産業の発展支援に係る輸入税制に関する財政部、税関総署、税務総局の通知

(原文：財政部 海关总署 税务总局关于支持集成电路产业和软件产业发展进口税收政策的通知)

財関税 [2021] 4号

財政部等 2021年3月29日公布、2020年7月27日～2030年12月31日実施

#### 【主要内容】

- 『新たな時期における集積回路産業及びソフトウェア産業の質の高い発展を促す若干政策に関する國務院の通知』（国発 [2020] 8号）の方針に基づき、輸入税制を以下のように通知する
- 以下の項目に対し、輸入関税を免除する
  - ① 集積回路の線幅が65ナノ以下ロジック回路・メモリーメーカー、線幅が0.25ミクロン以下の特殊半導体（アナログ、アナログデジタル混在、高圧、RF、パワー、光電子融合、画像センサー、MEMS、SOI）メーカーが輸入する国内生産できない、または国産品では需要を満たせない自社用の原材料、消耗品、クリーンルーム専用建築材料、関連システム、設備部品
  - ② 集積回路の線幅が0.5ミクロン以下の化合物半導体メーカー及びパッケージ、テストを取り扱う企業が輸入する国内生産できない、または国産品では需要を満たせない自社用の原材料、消耗品
  - ③ 集積回路産業における中核材料、部品（ターゲット、フォトレジスト、フォトマスク、パッケージ基板、研磨パッド、研磨液、8インチ以上のシリコン単結晶、シリコンウェハ）メーカーが輸入する国内生産できない、または国産品では需要を満たせない自社用の原材料、消耗品
  - ④ 集積回路用フォトレジスト、フォトマスク、8インチ以上のシリコンウェハメーカーが輸入する国内生産できない、または国産品では需要を満たせないクリーンルーム専用建築材料、関連システムと設備部品
  - ⑤ 国が奨励する集積回路の設計企業及びソフトウェア企業、上記①あるいは②を満たす企業（集積回路の生産パッケージ、テストを取り扱う企業）が輸入する自社用の設備・関連技術（ソフトウェアを含む）、部品
- 財政部、税関総署、税務総局は国家発展改革委員会、工業・情報化部とともに、国内の産業発展、技術進歩等の状況に基づき、上記の特殊半導体及び中核材料、部品の種類につき適時に調整することがある
- 重大な半導体プロジェクトを行う企業が輸入する新設備の輸入増値税につき、輸入後の6年間に於いて数回に分けて納付することが可能である。具体的な納付比率は、1年目はゼロ、2年目から6年目までは各20%とする
- 本通知は2020年7月27日から2030年12月31日まで実施される

コメント：財政部は3月29日、発展改革委員会、工業・情報化部、税関総署、税務総局と連名で、集積回路産業及びソフトウェア産業の発展を支援する輸入税制の管理規則も発表し、上記の優遇税制を受けられる企業、免税品リストの策定や関連手続きなどを明記した。また、國務院が昨年8月に発表した『新たな時期における集積回路産業及びソフトウェア産業の質の高い発展を促す若干政策に関する國務院の通知』では、半導体企業に対する企業所得税（法人税）減免の方針を示した。半導体企業による優良材料と部品等の輸入を支援する税優遇策の実施には、半導体関連の供給体制の安定化により、国内半導体産業の質の高い発展を後押しする意図がある

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202103/t20210329\\_3677452.htm](http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202103/t20210329_3677452.htm)

### 租税管理改革の更なる深化に関する意見

(原文：关于进一步深化税收征管改革的意见)

中共中央办公厅、國務院办公厅 2021年3月24日公布

#### 【主要内容】

- スマート税務の推進を加速する。ビッグデータやクラウドコンピューティング、AI、モバイルインタ

ーネットなどのIT技術を利用し、税務サービスや税務執行の最適化、デジタル化、オンラインとオフラインの融合を実現する

- 電子領収書の国家標準を打ち出していく。鉄道や、民間航空などの分野における領収書の電子化を段階的に推進し、2025年までに全ての分野における領収書の電子化を基本的にも実現する
- 2021年に納税手続きのオンライン対応、2022年に全国統一的な電子税務局の構築、2023年に情報システムによる関連データの自動記入、税額の自動計算等の実現を目指す
- 2022年に輸出関連税金の還付手続きの所要時間を6営業日以内に短縮し、信用レベルの高い企業に対しその時間を更に短縮する
- デジタルエコノミーなどの分野における国際租税ルール策定に参画し、国際的な租税回避行為への取り締まりを強化する

コメント：当該意見は行政スリム化や、ビジネス環境の改善推進の一環であり、租税管理のデジタル化により、情報共有や国際租税協力を重視する姿勢も見せている

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://www.gov.cn/zhengce/2021-03/24/content\\_5595384.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2021-03/24/content_5595384.htm)

### 新型コロナウイルス感染症への対応に係る一部の優遇税制の実施延長に関する公告

(原文：关于延续实施应对疫情部分税费优惠政策公告)

財政部 税務総局公告 2021 年第 7 号

財政部等 2021 年 3 月 23 日公布

#### 【主要内容】

- 「個人事業者の操業・営業再開の支持に係る増値税政策に関する財政部、税務総局の公告」(財政部 税務総局公告2020年第13号)に定められた優遇税制の実施期間を2020年12月31日から2021年12月31日まで延長する。2021年4月1日～2021年12月31日、湖北省における小規模増値税納付者に対し、3%の税率を適用する売上高について、1%の税率で増値税を徴収する。3%の税率(仮)を適用する増値税前払い項目について、1%の税率(仮)で増値税を事前に徴収する
- 『新型コロナウイルス感染症の防止・抑制の支持に係る個人所得税政策に関する財政部、税務総局の公告』(財政部 税務総局公告2020年第10号)、『映画等の業界の優遇税制に関する財政部、税務総局の公告』(財政部 税務総局公告2020年第25号)で定められた優遇税制の実施期間を2020年12月31日から2021年12月31日まで延長する。対象者の個人所得税や、興行収入に対する増値税、文化事業建設費は引き続き免除される
- 『新型コロナウイルス感染症の防止・抑制の支持に係る税制に関する財政部、税務総局の公告』(財政部 税務総局公告2020年第8号)、『新型コロナウイルス感染症の防止・抑制の支持に係る寄付金税制に関する財政部、税務総局の公告』(財政部 税務総局公告2020年第9号)で定められた優遇税制の実施期間を2020年12月31日から2021年3月31日まで延長する

コメント：財政部はこのほか、小規模・零細企業や科学技術イノベーション、社会事業を支援するため、25項目の税優遇策の期限も延長するとしている。一部の税優遇策の期限延長により、新型コロナウイルスの感染防止対策や企業経営へのサポートを図る

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202103/t20210323\\_3674436.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202103/t20210323_3674436.htm)

『新型消費の育成加速実施方案』の発表に関する通知

(原文：关于印发《加快培育新型消费实施方案》的通知)

发改就業 [2021] 396 号

発展改革委員会等 2021 年 3 月 25 日公布

【主要内容】

- オフィスビルやコミュニティ、商店街、観光エリアにおけるスマート店舗やレストラン、休憩所、書店などの設置を奨励する。オンラインとオフラインが融合した販促活動などを実施する
- 教育や医療、娯楽、スポーツ、観光・カルチャー、物流などの分野につき、オンラインでのサービス展開を後押しする
- 農産物の付加価値と競争力を高めるため、農村部に Eコマースを更に浸透させ、完備した農産物流通体制を構築する
- 充電スタンド及びICV車関連インフラ施設の整備に取り組む。電力事業者による電気代の引き下げを奨励する
- 日韓等の外国人による中国本土でのモバイル決済の利用を便利にするよう取り組み、支払・決済における外国観光客のカスタマーエクスペリエンスを向上させる。越境ECなどの新型貿易におけるクロスボーダー人民元決済の展開を支援する
- 新型消費分野における優良企業の起債、上場を支持する

コメント：発展改革委員会等は、国務院が昨年9月に発表した『新業態・新モデルによる新型消費へのけん引、発展加速に関する国務院弁公庁の意見』（国弁発 [2020] 32号）の方針に基づき、具体的な実施方案を策定し、各部門の役割分担を明確にした。政府を挙げて消費活動の高度化や、オンラインとオフラインが融合した新型消費の育成等に向けて取り組む構えである

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202103/t20210325\\_1270362.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202103/t20210325_1270362.html)

製造サービス業の質の高い発展の推進加速に関する意見

(原文：关于加快推动制造业服务业高质量发展的意见)

发改産業 [2021] 372 号

発展改革委員会 2021 年 3 月 23 日公布

【主要内容】

- 2025年を目途に重点分野における製造サービス業の専門化、標準化、ブランド化、デジタル化、国際化のレベルを大幅に高める
- 製造業のイノベーション力を強化し、「中国製造」から「中国創造」への転換を推進する。研究開発や技術移転、インキュベーター、知的財産権、科学技術関連コンサルティング等のサービス業の発展を促す
- 製造業の生産効率を高める。5G、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、AI、ブロックチェーンなど次世代IT技術を駆使し、スマート製造の発展に注力する。金属精錬、石油化学、自動車、家電などの重点分野においてスマート工場の成功例を選び出し、業界ごとのスマート製造戦略のロードマップを作る
- 製造業のグリーン化を後押しする。鉄鋼や、石油、化学、非鉄金属、建築材料、アパレル、製紙、皮革などの製造業においてグリーン化事業を一層推進する。家電の買換え、リサイクル産業体系の構築を促進する
- 製造業の供給体制の健全化に取り組む。企業によるグローバルサプライチェーンへの参与を奨励し、重要資源・製品のグローバルサプライチェーンに対するリスク検知システムを構築する
- 開放拡大、国際協力を力点を置く。研究開発や、省エネ、環境関連の知識・技術集約型サービスの輸入を支援すると同時に、国内技術標準の国際化、検査認証等の国内外の相互承認も積極的に推進する
- 資金調達手段を拡大する。条件を満たす製造サービス業を取り扱う企業による起債、上場を支持する。

知的財産権や契約型エネルギー管理事業の収益権等の無形資産を担保とした融資の拡大、商流ファイナンスの多様化、大型設備、生産ライン及びインフラ施設関連のファイナンスリースの発展も支援する

コメント：製造業の競争力向上、質の高い成長への転換を実現するためには、製造業向けサービス業の高度化が不可欠。意見は「製造強国」に向けた取り組みの一環とみられる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202103/t20210323\\_1270129.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202103/t20210323_1270129.html)

## 金融政策

### 事業ローンの不動産分野への不正流用の防止に関する中国銀保監会弁公庁、住宅城郷建設部弁公庁、中国人民銀行弁公庁の通知

(原文：中国銀保監会办公厅 住房和城乡建设部办公厅 中国人民银行办公厅关于防止经营用途贷款违规流入房地产领域的通知)

中国銀行保險監督管理委員會等 2021 年 3 月 26 日公布

#### 【主要内容】

- 最近、一部の企業及び個人がルールに違反し、事業ローンを不動産市場に流用する動きが目立ち、最高指導部、中央政府が打ち出していた住宅価格抑制策の効果に影響し、実体経済、特に小規模・零細企業を支援するための資源を占有している。この動きを抑止するために、以下の通り通知する
  - ① 借入者の資格審査を強化
    - ペーパーカンパニーへの事業ローンの提供を禁止する。企業の設立時期或いは企業持分の保有期間が1年未満、担保となる不動産の保有期間が1年未満である借入者につき、その資格に対する審査を更に厳格に実施する
  - ② 資金ニーズへの審査を強化
    - 銀行は事業ローンに対するニーズにつき、最終用途まで突き止める「通貫型」審査を実施し、実需に基づき融資金額を決める。融資金額は企業の年商や取引状況等に合わなければならない
    - 借入者の第1の返済財源にしっかりと注意を払う。融資金額が大きいケースにつき、オンラインの手段も活用し、多様なルートで企業の状況を把握し、審査を更に強化しなければならない
    - インターネット経由で提供された事業ローンは、オンラインレンディング関連規定に適合しなければならない
  - ③ 融資期間の管理を強化
    - 借入者の実需に基づき、融資期間を合理的に定める。融資期間が3年間を超える事業ローンにつき、定期的なチェックを行い、リスク管理を強化しなければならない
  - ④ 担保の管理を強化
    - 担保となる不動産の保有期間が1年未満である場合、その担保掛目を慎重に決める。保有期間が3年未満である場合、銀行はローンの使用状況を定期的にチェックしなければならない
  - ⑤ 融資中・後の管理を強化
    - 銀行は資金用途への監視を強化する。借入者と交わした資金用途に関する承諾書において、事業ローンの不動産購入への流用が発見される場合、ローンの回収や与信枠の引き下げに加え、法的責任の追及も可能であると明記しなければならない
  - ⑥ 銀行の内部管理を強化
    - 各支店や行員の異常行為に対し監視を強化し、馴れ合いを防止しなければならない
  - ⑦ 仲介業者の管理を強化
    - 銀行は不当な事業ローンの借入に加担する仲介業者と連携してはならない
    - 不動産仲介業者等は顧客に対し事業ローンの使用に関する助言や勧誘を行ってはならない
  - ⑧ 実体経済の発展を引き続き支援
    - 銀行は小規模・零細企業向け融資支援策の連続性、安定性を維持し、事業ローンによる実体経済へのサポートの役割を発揮しなければならない
  - ⑨ 監督・検査の協働を強化
    - 各銀保監局、地方の住宅城郷建設部門、人民銀行の拠点は2021年5月31日までに、事業ローン

の不動産市場への不正流用に関する特別検査を共同で1回実施しなければならない

コメント：これに先立ち、中国銀行保険監督管理委員会の郭主席は、不動産バブルが中国最大の金融リスクであると明言した。一部の地方では国の方針に基づき、更なる厳しい抑制策を打ち出す動きもみられている。当局はこれまで抑制策の抜け穴をかくぐる手段として利用されがちな事業ローンの不正流用に歯止めをかけ、不動産市場に潜む金融リスクの増大を抑えることに必死である。金融政策の的確性、有効性に大きく影響を与えるため、金融政策の効果に配慮する点からも、抑制策の徹底実施は不可欠。また、抑制策について、頭金の割合やローン金利に加え、不動産取得税（契税）率の引き上げが検討される可能性もある

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=973455&itemId=926>

### 商業銀行の負債品質管理弁法の発表に関する中国銀保監会弁公庁の通知

(原文：中国銀保監会办公厅关于印发商业银行负债质量管理办法的通知)

中国銀行保険監督管理委員会 2021年3月26日公布・実施

#### 【主要内容】

- 商業銀行は以下6つの面を軸に負債の品質管理を強化しなければならない
  - ① 債権者の安定性
  - ② 負債構成の多様性
  - ③ 資産・負債構造の合理性
  - ④ デットファイナンスの自主性
  - ⑤ 負債コストの適当性
  - ⑥ 負債に係る案件の真実性
- 過度なミスマッチによるリスクを防止するため、商業銀行は多様な方法を通じ、期限、通貨建て、利率、為替レートなどの面で資産と負債のマッチ度を上げ、資産・負債構造の合理性を高めなければならない
- 商業銀行は資金調達力に対する評価を定期的実施し、市場が不利な方向に動く際、合理的な価格で資金調達、資産売却を行う対応力があることを確保しなければならない
- 商業銀行は不当な利払いや第三者経由の預金集め、不正融資による預金額等の水増し<sup>1</sup>などを行ってはならない。商業銀行はインターネットを通じ預金を集める場合、関連規定に適合しなければならない
- 商業銀行は負債の品質管理状況に対し年次評価を実施し、毎年3月末までに銀保監会或いはその出先機関に対し前年度の評価報告書を提出しなければならない
- 商業銀行は銀保監会或いはその出先機関に対し以下の負債の品質に不利な影響を及ぼしかねない重大事項及び銀行の対策を報告しなければならない
  - ① 取り付け騒ぎが発生
  - ② 信用格付けが大幅に引き下げ
  - ③ 重要な資金調達手段が間もなく制限される、または機能できない
  - ④ 債務返済のために資産大量売却
  - ⑤ 負債に係る案件でのルール違反行為発覚
  - ⑥ 負債の総量或いは構成に異常な変動あり
  - ⑦ 負債のコストが異常に上昇
  - ⑧ 親会社或いはグループ内企業の経営、流動性状況及び信用格付け等に重大で不利な変動が発生
  - ⑨ 市場の流動性状況が銀行の負債サイドの業務に重大で不利な影響を与える
  - ⑩ その他の負債の品質に重大な影響を及ぼしかねない事項
- 上記の事項が重大突発事件に係る場合、銀保監会及びその出先機関の関連規定に従い、別途報告を行わなければならない
- 商業銀行の負債品質管理体系が流動性リスクなどのリスク管理体系と重複する部分につき、関連制度

<sup>1</sup> 一部の銀行には資金繰り難に陥っている企業に対し、ローンを先ず預金として当行に預けることを条件に、その後、同額の融資を提供する行為がある。これにより、融資金額が2倍になり、預金額も水増しされる

と手続きを新たに設けることは不要である

- 本弁法は農村合作銀行や村鎮銀行、農村信用組合及び外国銀行支店に適用する
- 本弁法は3月26日より実施する

コメント：近年、金利市場化の推進やインターネット金融業者の発展、シャドーバンキングの拡大などに伴い、商業銀行の負債管理を取り巻く環境が複雑になり、高度なマネジメントが求められるようになってきている。これを背景に、当局は乱脈経営に走りがちな金融機関を意識し、負債管理の業務指針を定め商業銀行の健全性確保を図る

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=973230&itemId=925>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。